



1

		介護保険法	障害者総合支援法
保険者		市町村	
被保険者		1号・2号	18歳未満(身体・知的・精神) 18歳以上(身体・知的・精神(発達)・難病)
認定	申請先	市町村	
	認定	要介護等認定(7区分)	障害支援区分(6区分)
	審査会	介護認定審査会	市町村審査会
支援事業		地域支援事業 ・市町村(必須・任意(成年後見制度))	地域生活支援事業 ・市町村(必須(成年後見制度)・任意) ・都道府県(必須・任意)
利用者負担		1~3割	応能負担
優先関係		両方利用できるときは介護保険が優先 ※介護保険にないサービス(同行・行動援護など)は受けることができる	

2

**問題 59** 障害者総合支援法及び介護保険法について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 障害福祉サービスの利用を希望する障害者は、都道府県に対して支給申請を行う。
- 2 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している障害者は、原則として、介護保険の被保険者となる。
- 3 介護保険サービスは、一律に障害福祉サービスに優先して提供される。
- 4 成年後見制度利用支援事業は、介護保険では任意事業であるが、障害者総合支援法では必須事業とされている。
- 5 介護支援専門員は、介護保険の被保険者であって居宅サービスを利用する障害者に対しては、居宅サービス計画を作成する必要はない。

3

3

**問題 58** 障害者総合支援法について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 自立支援医療費の支給は、自立支援給付の一つである。
- 2 市町村は、介護給付費等の支給決定を行うにあたり、障害程度区分の認定を行う。
- 3 対象となる障害者の範囲には、難病の患者も含まれる。
- 4 成年後見制度利用支援事業は、市町村の任意事業である。
- 5 介護給付費の支給には、行動援護が含まれる。

4

4